

異動届出書の記載方法

●提出期限は、異動のあった日の属する月の翌月の10日までです。

2

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長 年月日提出	所在地 名称	担当 氏名 電話	元31年度 特別徴収 指定番号 宛名番号	2年度 特別徴収 指定番号 宛名番号	異動年月日 異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
給与 氏名	新 姓	個人番号又は法人番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時 までの給与支払額
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	円	円	円	円	円
住居 1月1日 現在	住居 1月1日 現在	住居 1月1日 現在	円	円	円	円	円
住所 異動後	住所 異動後	住所 異動後	円	円	円	円	円

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地 〒 特別徴収指定番号 担 氏名
名 姓 氏名
電 話 電話

新しい勤務先へは、
月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から
徴収し、納入するよう連絡済です。(※新しい勤務先へお伝えください。)

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できなかったため。
3 死亡による退職のため。

左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。

退職等に伴い、一括徴収の申出がある場合その納税者の印

納税者の合計年税額

左の(ア)の年税額のうち、すでに特別徴収された期間と税額

(ア)の年税額から(イ)の徴収済税額を差し引いた未徴収税額と期間

転勤・退職等の異動が発生した日

未徴収額(ウ)を一括徴収する場合、それを納入する月分

異動された納税者の氏名・住所・個人番号

上段の住所に変更がある場合の新しい現住所

左記の氏名に変更がある場合の新しい氏名

転勤等により新勤務先が特別徴収を継続する場合は、その名称・所在地・電話番号をまた、新勤務先に高槻市の指定番号がある場合はその指定番号

税額通知書でお知らせした指定番号及び宛名番号

退職の場合に、その年の1月1日から退職時までの給与・賞与等の支払い額の合計と、控除された社会保険料の額

未徴収の税額(ウ)がある場合、その納付方法の番号を○で囲む

特別徴収ができなくなった事由の番号を○で囲む

異動届出書等の届出書、依頼書の用紙が不足しましたら市民税課（072-674-7132）までご連絡ください。
 ※高槻市のホームページ（「申請書ダウンロード」）からプリントアウトすることができます。